

別添資料

1. 「5000万件」の年金記録の「名寄せ」等に係るシステム開発について	1
(別紙) 基礎年金番号に未統合の記録(5000万件)の名寄せの方法	3
(参考1) 「5000万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施に係るシステム開発の基本計画の概要	4
(参考2) マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」及び「36万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画の概要	5
2. 「5000万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について	6
(別紙) 「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類	10
(参考) 「5000万件」の年金記録の解明作業について	11
3. 「1430万件」及び「36万件」のマイクロフィルムデータの解明作業の基本的な考え方について	12
(参考) 「1430万件」及び「36万件」の年金記録の解明作業について	15
4. 共済過去記録の統合について	16
5. 厚生年金基金と社会保険庁の記録の記録の突き合わせ作業の流れ	17
6. 旧令共済組合員期間に係る事務処理の流れ	18
7. 「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係	19
8. 平成21年4月以降の「ねんきん定期便」について	20
9. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せについて	21
10. 社会保険庁における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における国民年金の被保険者名簿の保管状況の調査結果	22
11. 社会保険オンラインシステムの見直しについて	27

「5000万件」の年金記録の「名寄せ」等 に係るシステム開発について

年金記録問題の解決に向けた取組の一環として、「5000万件」の年金記録とすべての方の年金記録の「名寄せ」を行うとともに、その結果を「ねんきん特別便」としてお届けするためのシステム開発及び「1430万件」・「36万件」の記録への対応のシステム開発について、以下のとおり契約を締結した。

1. システム開発の概要と主な機能

(1) 「5000万件」の年金記録に関する開発

①「名寄せ」に関する開発

ア 氏名・性別・生年月日の3項目が一致する記録の分類

・確認機能(第1次名寄せ)

→ かな氏名の濁点の有無や漢字の新旧字体等に関わらず名寄せが可能。

イ 婚姻等による姓の変更や生年月日のずれ等の条件を緩和して3項目が一致する記録の分類・確認機能(第2次名寄せ)

ウ 加入期間の重複状況をチェックする機能

(注)「名寄せ」に先立って、氏名・性別・生年月日が収録されていない記録は、年金手帳記号番号払出簿等を確認し、記録を補正する。

(注)一次名寄せ・二次名寄せについては、別紙参照。

②「ねんきん特別便」に関する開発

- ア 加入履歴等のデータを編集する機能
- イ 1億人の方に加入履歴及び「名寄せ」結果を踏まえたメッセージ付きの通知を出力・印刷するための機能
- ウ 通知に基づく照会や記録統合の進捗を管理する機能

(2) マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」・「36万件」の年金記録に関する開発

- ① 「名寄せ」に必要な旧台帳の情報を抽出し、磁気媒体を作成する機能
- ② 「名寄せ」の結果を踏まえて、マイクロフィルムの情報をオンラインに収録する機能
- ③ 相談に迅速に対応するために、窓口装置から漢字氏名で検索する機能

2. 契約業者及び契約金額

契 約 の 対 象	契約業者	契約金額
1.の(1)①部分(「名寄せ」に関する開発)	(株)日立製作所	5.7 億円
1.の(1)②部分(「ねんきん特別便」に関する開発)	(株)NTTデータ	* 3.1 億円
1.の(2)部分(マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」等に関する開発)	(株)NTTデータ	* 3.5 億円

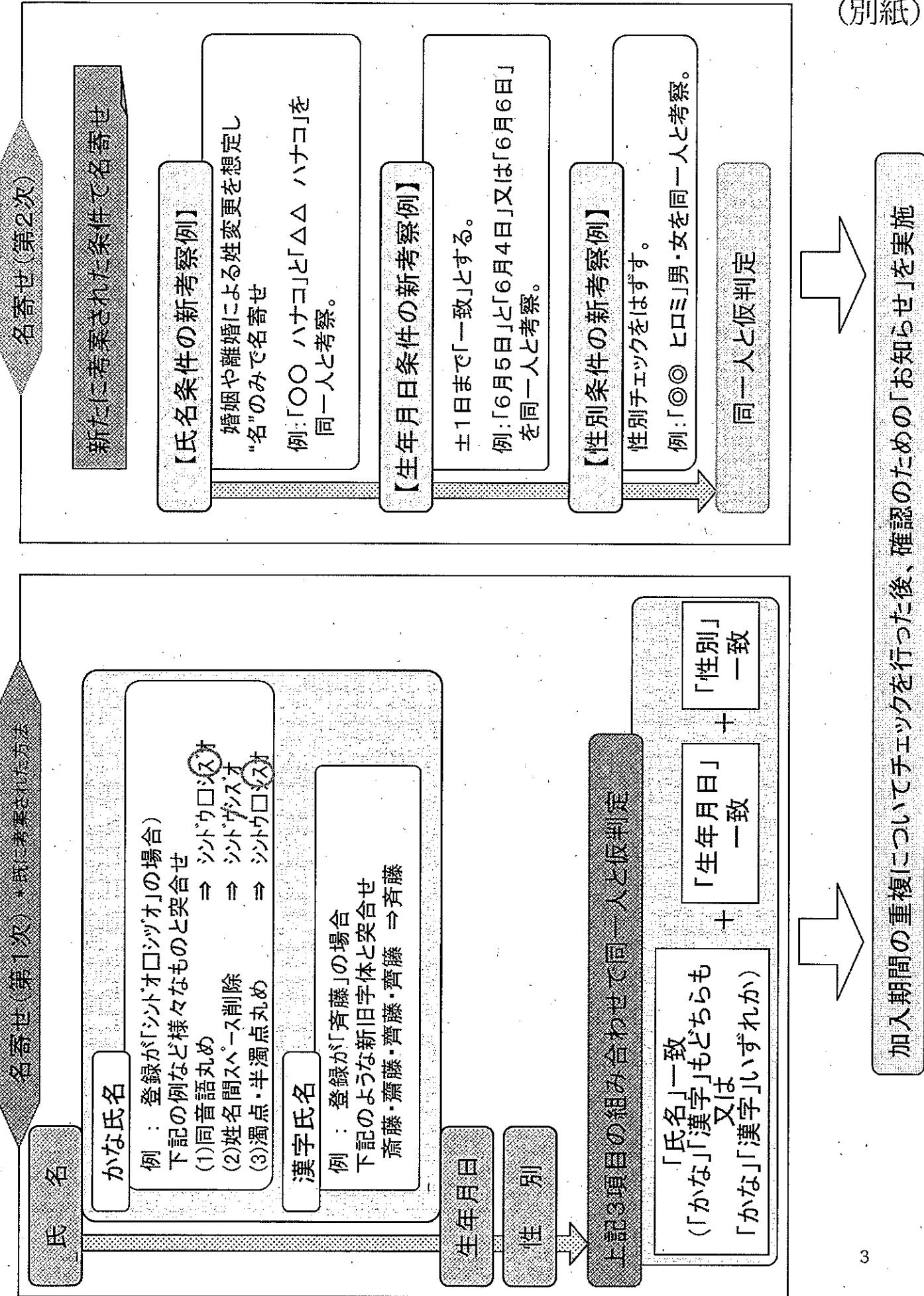
(注) 短期間でシステム開発を終了するために、現行システムに習熟し、改修のもととなる既存のシステムの著作権を有する者と契約を締結した。

*は後年度負担額を含む金額

3. その他

契約に要する経費については、新たに保険料に負担を求めるではなく、あらゆる財政合理化努力を行った上で、捻出する。

基礎年金番号に未統合の記録(5000万件)の名寄せの方法



「5000万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施に係るシステム開発の基本計画の概要

実施目的

- 「年金記録」に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会)に基づき、
 - ① 約5000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ
 - ② 「ねんきん特別便」の送付
- を実施することとしており、そのためのシステム開発を行い、それを踏まえて、既存のシステムの改修を行うもの。

対応方針

(1) 名寄せの実施方法

- ① 名寄せ処理を円滑に行うため、名寄せ処理の前に、未統合記録のうち、氏名、性別及び生年月日が収録されていない記録について、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等を確認し、記録の補正を行う。
- ② 基礎年金番号の記録と氏名、性別及び生年月日により名寄せを行う。さらに、婚姻等による姓の変更など、段階的に緩和した条件での名寄せを順次行い、契合せの範囲を広げる。
 - ③ 相談・照会対応を迅速かつ正確に行うため、窓口装置で名寄せ結果等の情報を確認できる機能を構築する。

(2) 「ねんきん特別便」の送付

基本的考え方 様数の通知が送付され混乱が生じることがないよう、「1人1通」を原則とする。

送付対象及び送付時期

- 名寄せで氏名・性別・生年月日が全部が一致した者 … 平成19年12月及び平成20年1月
- 名寄せで氏名・性別・生年月日の一部が一致した者 … 平成20年2月及び3月
- 名寄せで送付対象とならなかつた受給権者 … 平成20年4月及び5月
- 名寄せで送付対象とならなかつた被保険者 … 平成20年6月から10月

通知内容

- 基礎年金番号、加入履歴、加入期間、受給権者及び被保険者等へのメッセージ(※)を通知
- (※)名寄せの結果、記録が結び付くと推定される者に対しては、「他の加入期間があると思われるため、ご確認願いたい」旨のメッセージを表示。

進捗管理 名寄せ結果や記録訂正処理結果等の情報の管理機能や、「ねんきん特別便」の送付件数、照会件数、統合件数等の集計機能を構築する。

「ねんきん定期便」との関係

- 平成19年12月から平成21年3月までの間の「35歳通知」、「45歳通知」、「55歳以上通知」及び「58歳通知」については、それに代えて「ねんきん特別便」として送付する。
- 名寄せの結果、記録が結び付くと推定される者及び58歳到達者については、「ねんきん特別便」に「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封する。
- ながれ、平成19年10月から平成21年3月までの間の58歳到達者については、現在の「58歳通知」と同様に、希望者には別途「年金見込額のお知らせ」を送付する。

マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」及び「36万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画の概要

実施目的

- 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会)に基づき、オンラインに未収録の「1430万件」及び「36万件」の年金記録をコンピュータに入力するとともに、名寄せの結果を踏まえてオンラインに収録し、かつ年金相談に迅速に対応できる漢字氏名検索機能を開発する。

対応方針

- ① 既にオンラインに収録されている記録を除外する。
 ・既にオンラインに収録されている記録は「5000万件」の一環として、名寄せ等が行われる。

(注) 「1430万件」及び「36万件」の記録の中で、その後厚生年金又は国民年金に加入して、既にオンラインシステムに収録済みの記録を除外した後、次のことを行う。

- ① 「1430万件」については、マイクロフィルムの記録の索引ファイル(磁気媒体化)とオンライン記録との記号番号等の契合せ
 ② 「36万件」については、オンライン記録の記号番号とマイクロフィルムの記録との記号番号による契合せ

- ② 未登録のマイクロフィルムの記録についてオンラインに収録する機能の開発。

- ③ 名寄せ(期間重複チェック等)用の記録を抽出するための機能の開発。
 ※名寄せについては、「5000万件」の名寄せシステムを流用。

- ④ 相談・照会対応を迅速かつ正確に行うため、窓口装置から漢字氏名で検索できる機能を構築する。

「5000万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について

1. 「5000万件」の年金記録発生の経緯

- (1) 平成9年1月に基礎年金番号制度を導入するに当たっては、その時点で現に年金を受給していた方（受給者）と被保険者の方全員に基礎年金番号を付番し、これを通知した。（約1億156万人）
- (2) その際には、まず、55歳以下の基礎年金番号を付番された方について、①他の年金制度に加入していたことがあるか又は他の手帳記号番号を持っておられるかどうかを確認していただいた上で、②基礎年金番号を付番した記録とその他の記録について、氏名、性別、生年月日による名寄せを行い、これらの結果、統合の可能性があると思われた方（約1818万人）に対して照会を行い、その結果、これに基づいて基礎年金番号への統合を進めた（約927万人）。
- (3) その後、受給権者の再裁定、裁定請求、58歳到達時の加入履歴送付による年金相談時の加入履歴確認等により、基礎年金番号への統合が進められた結果、平成18年6月現在で約5095万件が基礎年金番号に結び付かないままの記録となっている。（別紙「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類）

2. 今後の解明作業の前提となる認識

- (1) 平成9年1月1日当時56歳以上の方の記録についての評価
 - ・ これらの方は、現在、年金受給年齢に到達している。裁定請求時には過去の履歴の確認を行っているが、過去に名寄せを行っていないため、今回の名寄せ作業により、裁定請求時に見出されなかった本人の記憶していない記録を統合し、年金受給に結び付けることが可能である。
 - ・ 名寄せ後にも残る記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①平成9年1月1日時点において死亡していた方の記録
 - ②平成9年1月1日以降に年金に加入することなく死亡した方の記録
 - ③年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④年金の受給資格期間は満たしているが、裁定請求を行っていない方の記録

(2) 平成9年1月1日当時55歳以下の方の記録についての評価

- これらの方は、一部の年齢層を除き、現在被保険者年齢層に該当している。基礎年金導入時に名寄せ等の作業の対象となっているが、当時、照会に対して回答しないままでの方の記録や、当時の名寄せの方式では統合できなかつた記録があり、それらの記録については、今回の名寄せにより統合し、基本的には将来に向けて年金受給に結びつけることが可能である。
- 名寄せ後にも残る記録については、基本的には次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①平成9年1月1日時点において死亡していた方の記録
 - ②平成9年1月1日以降に年金に加入することなく、死亡した方の記録
 - ③今後年金に加入したとしても、年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④既に年金の受給資格期間は満たし、又は今後の年金制度加入により、受給開始年齢に到達すれば、裁判請求できる方の記録
 - ⑤年金の受給資格期間は満たし、受給開始年齢に到達しているが、裁判請求を行っていない方の記録

(3) 名寄せにより統合された方の記録についての評価

- 名寄せにより統合された方の記録については、基本的には次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
 - ②統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結びつく可能性のある記録
 - ③統合によっても今後とも受給権に結びつかない記録（受給資格期間を満たさない記録）

3. 解明作業の方向性

(1) 名寄せ作業と並行して行う解明作業

名寄せ作業の準備と並行して、民間の専門家チームと連携して次の作業を行う。

①同一人記録の整理

「5000万件」の中で異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性がある記録があると考えられるので、それらの記録の整理を行う。

②年齢別・加入期間別の悉皆調査

「5000万件」について、年齢別に、受給資格期間（当該年齢に応じて経過的に短縮された期間を含む。）と対比する形で、保険料納付済期間について、厚生年金の被保険者期間、国民年金の未納期間等を含め、悉皆調査し、「5000万件」の記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類や、2において示した認識を踏まえ、解明のための分類作業を開始する。

(2) 名寄せ作業後に行う解明作業

① 年齢別・加入期間別の分類

名寄せ後、名寄せできた記録と名寄せできなかつた記録に区分し、それぞれについて、年齢別・加入期間別に記録を分類し保管する。

② 名寄せできなかつた記録の解明

ア. 名寄せ後の記録の分類

・「名寄せ」により「1億件」と「5000万件」を突合せすることにより、基礎年金番号により管理されている現存者の記録と名寄せできた記録以外の名寄せできなかつた記録は、基本的には以下の者の記録と考えられるが、1)~3)を定量的に区分することは困難である。

- 1) 死亡者又は海外居住者（受給者及び厚生年金被保険者を除く）の記録
- 2) 過去に年金制度に加入するも基礎年金番号は付番されていない者の記録
- 3) 名寄せによって突合されなかつた転記誤り・届出誤りのある基礎年金番号を付番されている者の記録

イ. 死亡者又は海外居住者の明確化

アの分類した記録について、次のような作業を行い、仕分けを進める

1) 失権者記録からの死亡者・年金裁定済みデータとの突合せ

社会保険庁の持っている死亡者に係る老齢年金や遺族年金の裁定記録との突合せにより、5000万件の死亡者に係るデータや年金裁定に反映されている記録を取り除くことができる。

(注) 併給調整で別の年金を選択し使用されていない年金記録は、遺族年金受給者（基礎年金番号付番済み）自身の加入記録に含まれているので、当該記録と5000万件を名寄せすることで、「1億件」と統合することができる分類の各項目にあてはまる。

2) 住基ネットの活用

1) の作業を行った後に残された記録について、住民基本台帳ネットワーク上の記録との突合せを、氏名、性別、生年月日により行い、死亡者又は海外居住者を取り除くことが可能か検討する。

※上記の解明作業を早期に進めるため、65歳以上の者等を中心に年度内より失権者記録との突合せを行い、20年度当初より住基ネットを活用することが可能かどうか、関係機関と検討する。

ウ. 名寄せ後のお知らせによる解明

- ・ 名寄せのお知らせにより次のような方について記録の統合が進むものと考えられる。

- 1) 第1次、第2次名寄せで発見しきれない錯誤による転記誤り・届出誤りの記録が発見され、統合する。
- 2) 加入履歴の送付等を通じてオンライン記録に収録されていない記録が発見され、その記録を統合する。
- 3) 無年金者へのお知らせなどによって、新たな裁定請求が行われることにより受給できる方等を確認する。

エ. 上記の作業を経た上で、「5000 万件」の記録は、統合・給付に結び付く記録の他に、死亡者又は海外居住者の記録、今後とも受給資格期間を満たさない記録、今後受給資格期間を満たす可能性のある記録に分類される。

(3) 残された記録の徹底解明

- ① 上記までの作業の後に残された記録について、当該記録の中にある過去の事業所及び過去の住所から、企業や市町村の協力を得て、本人に接触し年金記録の内容を確認する。
- ② これらの過程を通じて分類された資料を何らかの形で公表する。

(4) 記録数の管理・公表

上記の作業の過程において、定期的に分類毎に管理されている記録数を公表する。

「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類

	現時点の評価
I. 平成9年1月当時に基礎年金番号が付番されなかつた方の記録(被保険者でも受給者でもなかつたものの類型)	<p>○ 平成9年1月当時、基礎年金番号が付番されず、又は未統合の記録についても、その後、 ・ 受給者の再裁定 ・ 裁定請求時の確認 ・ 58歳到達時の加入履歴送付 ・ 年金相談時の統合等により、基礎年金番号への統合が進められ、現在残存している記録が「5000万件の年金記録」である。</p> <p>○ 一方、現在、残存している「5000万件」の年金記録には、 ① 平成9年以降、現在までに死亡された方の記録 ② 平成9年以降、年金制度に加入し、従前の手帳番号とは別に、基礎年金番号が付番された記録が含まれている。</p> <p>(注)死亡及び住所変更の届出については、以下のとおり。 ① 厚生年金被保険者 死亡については事業者が行っている。住所については平成8年3月以前は届け出る必要はなかったが、平成8年4月以降は、事業主が届け出ることとなっている。 ② 国民年金被保険者 死亡及び住所変更の届出は住民票の届出とともに市区町村へ届け出ることとなっている。 ③ 年金受給者 死亡については戸籍法上の届出義務者が届出を行うほか、年1回の現況届でも確認を行っている。 (住基情報で把握可能な者は省略可) また、住所変更については本人が行うこととなっている。</p> <p>この結果、の方については届出がされず、社会保険庁では死亡及び住所の情報は把握されない。 ① 国民年金被保険者であつても届け出ていない方(未加入者) ② 老齢年金の受給資格期間を満たした後受給開始年齢に達していない方(無効者) ③ 受給開始年齢に達した後においても受給資格期間を満たしていない方(無年金者)</p>
(1) 当時既に死亡していた方の記録 ① 死亡時に老齢年金を裁定済みの記録 ア 当時遺族年金を裁定済みの記録 イ 当時遺族から遺族年金の申し出がなかつた方の記録 ② 死亡時に老齢年金の受給資格期間を満たしていない方の記録(受給資格期間を満たしているが受給開始年齢に到達していない方の記録) ③ 死亡時に老齢年金の待機者であった方の記録 ④ 死亡時に老齢年金の受給資格期間を満たして受給開始年齢に達していたが裁定請求をしていなかつた方の記録	<p>(2) 当時生存していた方の記録 ① 当時既に老齢年金の受給開始年齢に達していた方の記録 ア 当時受給資格期間を満たしていなかつた方が裁定請求していなかつた方の記録 イ 当時被保険者ではなく、老齢年金の受給資格期間を満たしていって受給開始年齢に達していないかつた方の記録 ※ 受給資格期間は、生年月日別に短縮特例があること、受給開始年齢は、制度別、性別等に対応した経過措置があること 場合は当時 60 歳から 65 歳) ② 当時被保険者に短縮特例があること、受給開始年齢は、制度別、性別等に対応した経過措置があること に留意 ③ 過去に被保険者期間を有していたが当時被保険者年齢であるにもかかわらず、未加入であった方の記録 ア 当時受給資格期間を満たしていなかつた方の記録 イ 当時受給資格期間を満たしていなかつた方の記録</p>
II. 当時基礎年金番号が付番された方の未統合の記録	<p>(1) 当時受給者であつた方及び当時 56 歳以上の被保険者であった方の記録のうち、裁定請求時に失念や記録誤りにより統合できなかつた記録</p> <p>(2) 当時受給者であつた方の記録のうち、脱退手当金の受給済み記録や国民年金の未納期間のみの記録等、裁定請求時に年金額につながらなかつた記録</p> <p>(3) 当時受給者であつた方の記録のうち、併給調整により選択されていなかつた記録 (例 遺族年金を選択しているために使う必要なない受給者自身の加入記録)</p> <p>(4) 当時受給者であつた方の記録のうち、 ① 基礎年金番号の通知の際に複数年金番号を有すると回答した方 ② 上記以外の方のうち名寄せで複数年金番号を有すると考えられた方</p> <p>(5) 当時 55 歳以下の被保険者であつた方の記録のうち基礎年金番号と異なる番号の記録で、氏名、性別、生年月日の 3 情報について転記・届出誤りがあり、名寄せできなかつた記録</p>

「5000万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】

19年8月

【名寄せ作業後の解明作業】

19年12月

20年3月

※各分類毎の記録数について定期的に公表

基礎年金番号未統合の厚生年金・国民年金の記録

5000万件

システム開発

5000万件の記録の整理

- ①氏名、性別、生年月日が空欄の記録について年金手帳番号払出簿による補正

- ②異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性のある記録の整理

名寄せ

- ・1次名寄せ
氏名、性別、生年月日
- ・2次名寄せ
条件を緩和して名寄せ

【名寄せできた記録】

- 統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録

- 統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結び付く可能性のある記録

- 統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録
(受給資格期間を満たさない記録)

「ねんきん特別便」の送付

【無年金者に対する注意喚起呼びかけ】

【年金記録確認第三者委員会】

- 十分な証拠がない者について、公正な立場で判断し、社会保険庁に斡旋。統合・給付に結び付く。

名寄せできなかつた記録

(名寄せ後の記録の分類)

- 名寄せできた記録
(上記参照)と名寄せできなかつた記録を分類する。

- 名寄せできた記録及び名寄せできなかつた記録それぞれについて年齢別・加入期間別の分類を行う。

- 名寄せできなかつた記録については、下記のいずれかの分類となる。

(名寄せ作業後の解明作業)

- ①名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業
・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外

- ②死亡・海外居住者数の解明作業
・住基ネット等の活用

- ③名寄せ後のお知らせによる解明
・履歴の送付等による記録の発見
・無年金者へのお知らせによる新たな裁定請求

名寄せできなかつた記録の分類

死亡者又は海外居住者に係る記録

- 過去、年金加入履歴があるが基礎年金番号が付番されていない記録
・受給資格期間満たさないもの
・受給資格期間満たすもの

- 転記誤り、届出誤り
・受給資格期間満たさないもの
・受給資格期間満たすもの

失権記録・住基ネットとの突合せによる解明

死亡者・海外居住者が明確化

名寄せ後のお知らせによる解明

統合・給付

今後とも受給資格期間を満たさない記録

今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

(残された記録の徹底解明)

下記の対応により記録の内容を確認

- 過去勤務の事業所への照会(厚年)

- 過去の居所の市町村への照会(国年)

- ※その結果残された記録は次のいずれかとなる

- ・死亡又は海外居住
- ・生存者で記録内容を本人に確認
- ・生存するも居所不明

統合・給付

支給に結びつかない記録

死亡者に係る記録

今後給付開始されない記録

今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

別添3

「1430万件」及び「36万件」のマイクロフィルムデータ の解明作業の基本的な考え方について

1. 「1430万件」及び「36万件」の年金記録発生の経緯

- (1) いわゆる「1430万件」のマイクロフィルムの形で保管されている年金記録とは、社会保険事務所における紙台帳の管理から、昭和32年から始まった中央での台帳パンチカードによる一元管理が進行していく中で、昭和29年4月1日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ昭和34年4月までに再加入しなかった方の記録は使用頻度が低いとして、その後の昭和37年3月以降の磁気テープによる管理や、昭和61年2月以降のオンラインシステムによる中央一元管理、さらには平成9年の基礎年金番号による加入記録の一元管理に載せられることなく、紙台帳をマイクロフィルム化した記録として管理されていたものである。
- (2) いわゆる「36万件」のマイクロフィルムの形で保管されている年金記録とは、船員保険制度の職務外年金制度(昭和61年に厚生年金保険に統合)の加入者であり、昭和25年4月1日以前に被保険者資格を喪失した方の台帳の一部の年金記録であって、やはり使用頻度が低いとして、昭和38年以降の磁気テープ等による加入記録の中央一元管理に載せられることなく、紙台帳をマイクロフィルム化した記録として管理されていたものである。
- (3) これらのマイクロフィルム化された年金記録は、基礎年金番号で付番されたオンライン記録と直接には結び付けられていないが、そこに記載されている方の中には、その後、厚生年金制度や国民年金制度に加入し、異なる手帳番号によりオンライン記録に収録されたり、受給権者の再裁定、裁定請求等により、基礎年金番号付番データと結び付いている方も含まれている。
- オンライン記録と結び付けられていない「1430万件」の記録については、カセット番号等の索引ファイルの検索等により、また、「36万件」の記録については、生年月日を契機として同一人を探す方法により、照会可能な記録として管理されてきたが、これら「1430万件」及び「36万件」の記録の中には、未だ基礎年金番号に結び付かない記録も含まれている。

2. 今後の解明作業の前提となる認識

- (1) 「1430万件」の記録に該当する方は、平成19年現在概ね69歳以上の方であり、「36万件」の記録に該当する方は、平成19年現在概ね73歳以上の方である。これらの方の中には現在既に死亡された方のデータも多く含まれているものと思われる。
- (2) また、これらの方は、昭和29年4月1日又は25年4月1日以前に資格を喪失されている方であり、その記録だけでは短い被保険者期間の方が多く、その後新たに年金制度に加入されている方以外は、受給資格を得る可能性は低い方である。
- (3) これらの記録のうち、既にオンラインシステム収録済みの記録は「5000万件」の記録の一環として、また、未収録の記録は磁気媒体化後、別途、基礎年金番号付番記録との名寄せを行った上で、オンライン記録に収録された際に、新たな加入記録との統合により、年金給付と結び付けられることが可能となる。
- (4) 名寄せ後にも残る記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
- ①それぞれ昭和29年4月1日又は昭和25年4月1日という基準日の時点で既に死亡していた方の記録
 - ②上記①の基準日以降に年金制度に加入することなく、死亡した方の記録
 - ③年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④年金の受給資格期間は満たし、受給開始年齢に到達しているが、裁判請求を行っていない方の記録
- (5) 名寄せにより統合された記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
- ①統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
 - ②統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録(受給資格期間を満たさない記録)

3. 解明作業の方向性

(1) 名寄せ作業と並行して行う作業

- ①既にオンラインシステムに収録済みの記録の中で、基礎年金番号と結び付いていないものは、5000万件の記録の一環として、解明作業が行われる。
- ②未収録の記録の独自の名寄せ作業と並行して行う作業

オンライン記録に未収録の「1430万件」及び「36万件」について、磁気媒体化後、年齢別に受給資格期間(40歳(女子と坑内員、船員は35歳)以上15年)に対比する形で、厚生年金及び船員保険の被保険者期間を分類して、2.において示した認識を踏まえた解明作業を行う。

(2) 名寄せ後に行う解明作業

名寄せ作業後に行う解明作業については、「5000万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について(別添2)に準じた作業を進める。

(3) 記録数の管理公表

上記の解明の過程において、一定の分類の下に対象となる記録数を管理するとともに、必要に応じ公表する。

「1430万件」及び「36万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】

<マイクロフィルム>
厚生年金保険旧台帳
約1430万件

S 29.4.1以前に資格喪失し、S 34.4までに再取得した者の記録

船員保険旧台帳

約36万件

S 25.4.1以前に資格喪失した者の記録の一部

【名寄せ】

既にオンラインに取録されている記録（※）の除外

基礎年金番号が付番された記録との名寄せ作業

【対応】
「5000万件」に準じた作業を行う
(別添2の参考を参照)

名寄せにより、記録が結び付くと思われる方に対するお知らせは個別の対応を行う。

名寄せ後の残された記録の解明

【残された記録の検査】
名寄せしている
過去に勤務していた
事業所への現会・個別
対応（厚年・船保）

(名寄せ作業後に使う解明作業)
①死亡・海外居住者数の推計
・基礎年金番号付番記録との
突合わせによる推計
・住基ネット等の活用（死亡者又は海外居住者の仕分け）
②名寄せ以外の年金記録から
判明する解明作業
・受権者記録による死亡者・
年金額定期清算記録の除外等

【大分類例】

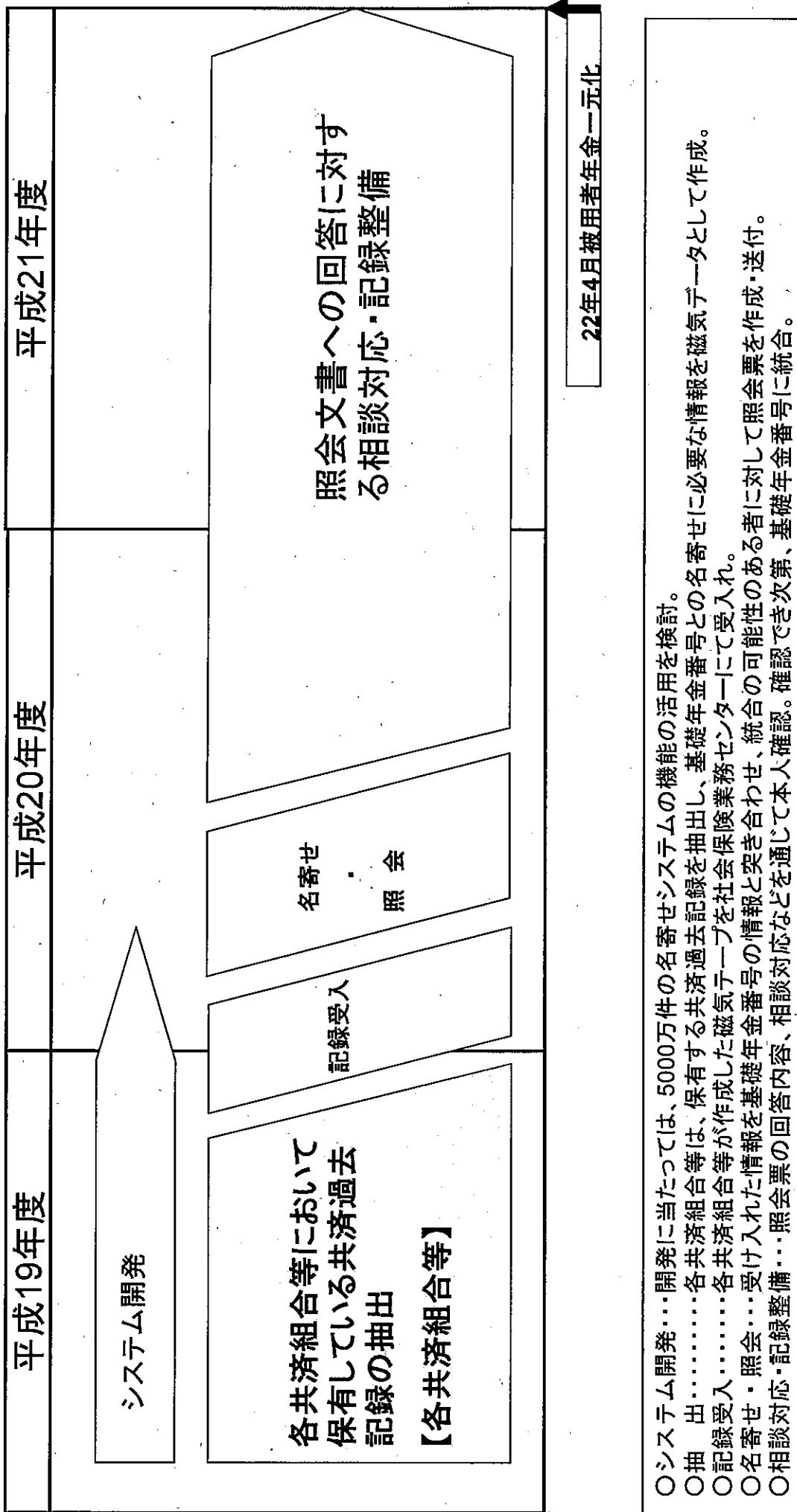
総合・船付

死亡者に係る記録

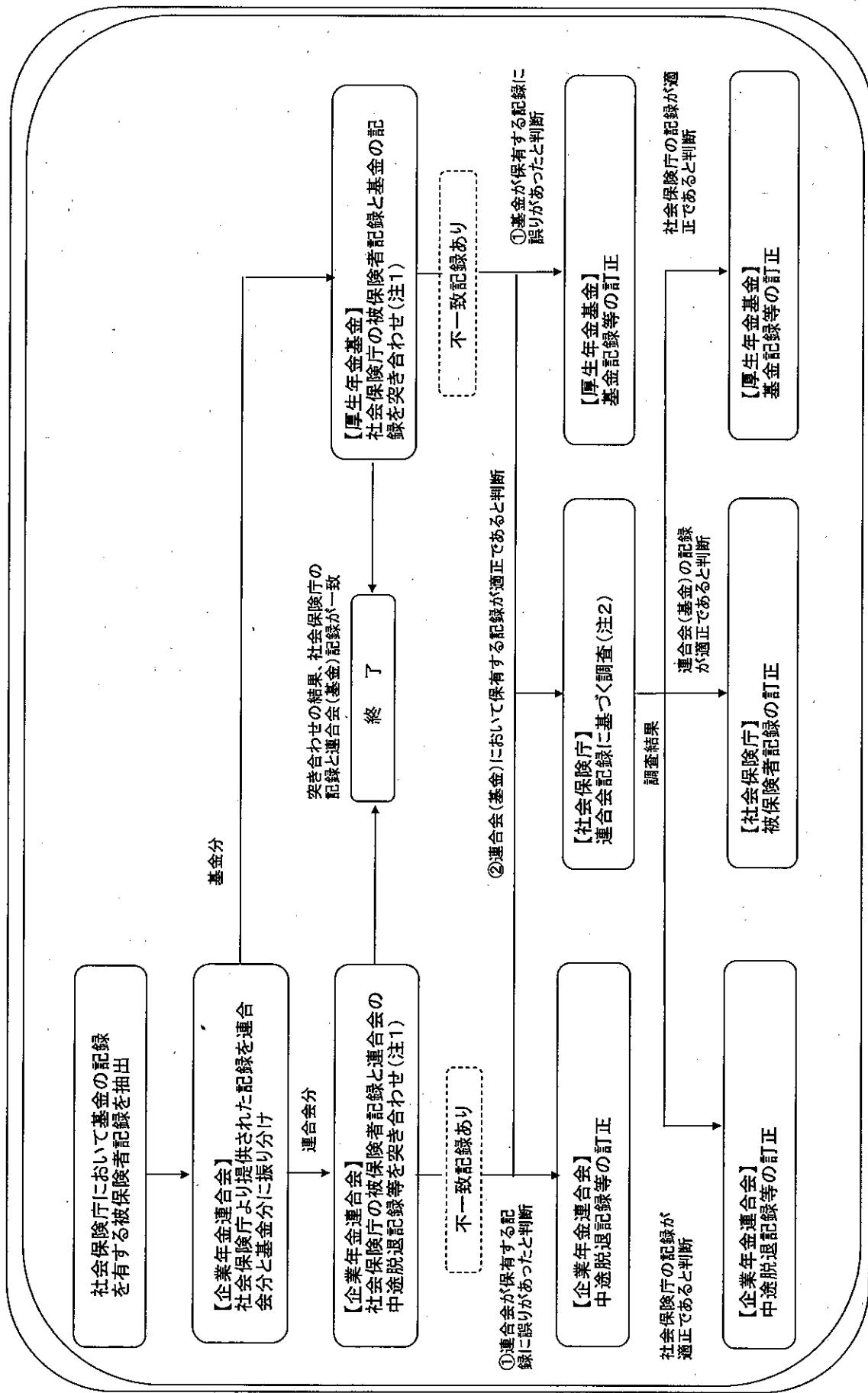
受給資格期間を
満たさない記録

(※)「5000万件」の名寄せ作業の一環として別途対応されている。

共済過去記録の統合について

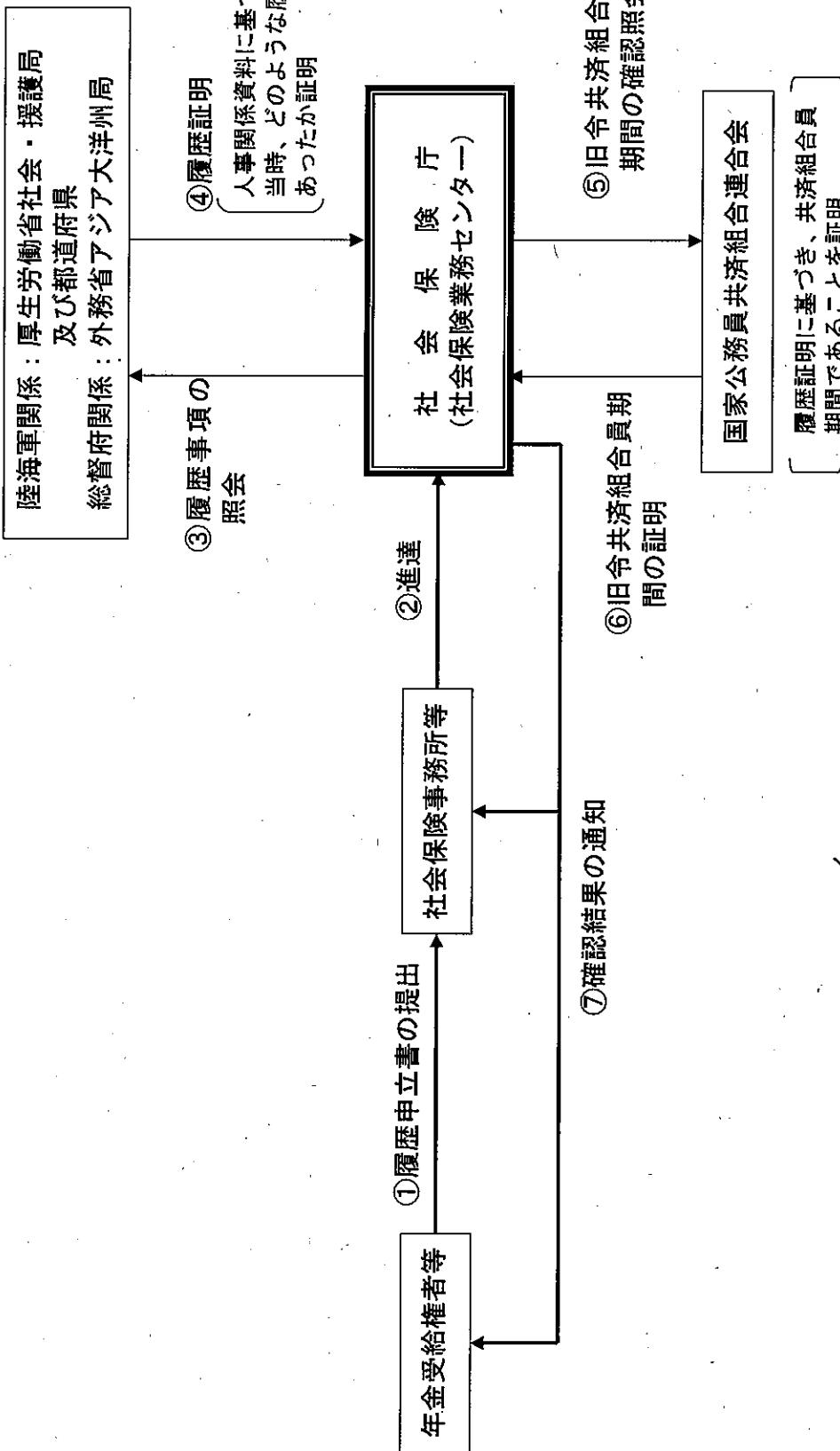


厚生年金基金と社会保険庁の記録の突き合わせ作業の流れ



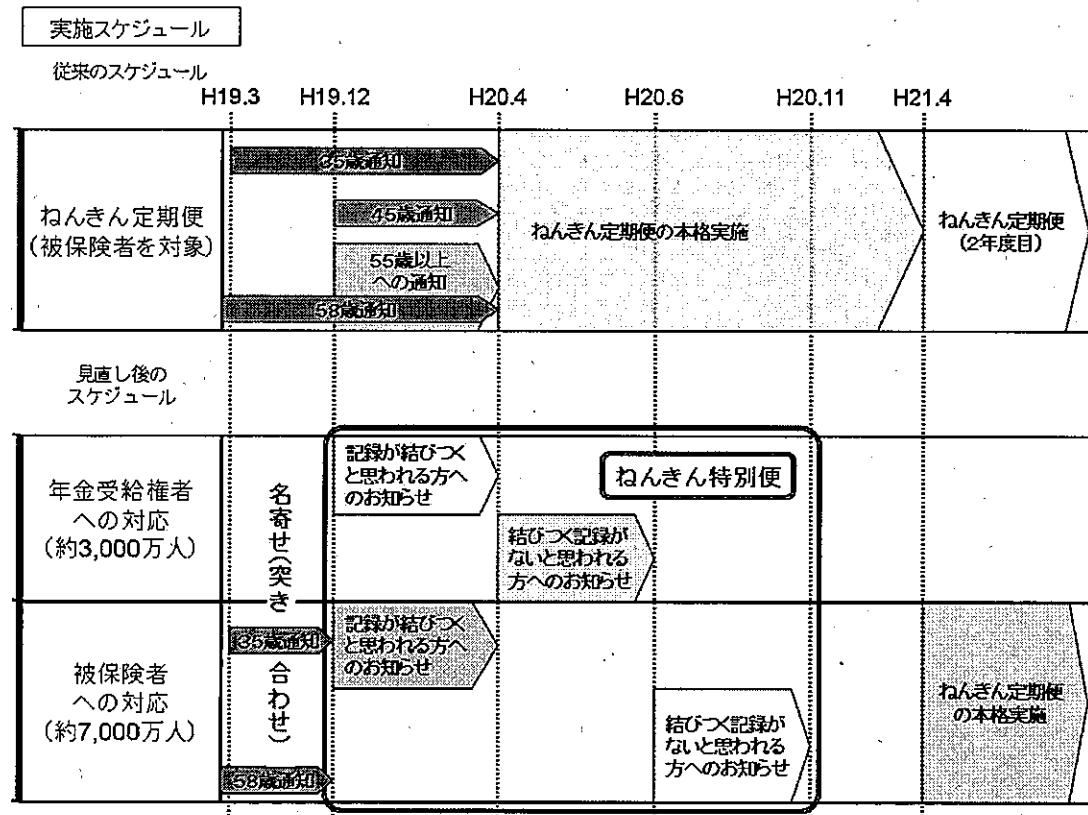
(注1)突き合わせ項目は、次のとおり
 ①基金番号、②基礎年金番号、③氏名、④生年月日、⑤異動年月日(取得、月変・算定・喪失)、⑥標準報酬月額(標準賞与額)、⑦異動原因(新規取得、再取得、月変、算定、資格喪失、死亡)、⑧年金証書記号番号(基礎年金番号・年金コード及び支給制度区分)、⑨受給権発生年月日
 (注2)原簿(マイクロフィルム)等の調査を含む。

旧令共済組合員期間に係る事務処理の流れ



※ ⑦確認結果の通知は、裁定請求者の場合は社会保険事務所あて、年金受給権者の場合は本人あてとなる。

「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係



参考

これまで予定されていた「ねんきん定期便」の内容

	H19.3	H19.12	H20.4
20歳 ～ 34歳		【35歳通知】	誕生月に加入期間、保険料納付額、 加入実績に応じた年金見込額を通知
35歳		35歳の誕生月に加入期間、 加入履歴を通知	35歳の誕生月に加入期間、加入履歴、 保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
36歳 ～ 44歳			誕生月に加入期間、保険料納付額、 加入実績に応じた年金見込額を通知
45歳		45歳の誕生月に加入期間、 加入履歴を通知	45歳の誕生月に加入期間、加入履歴、 保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
46歳 ～ 49歳			誕生月に加入期間、保険料納付額、 加入実績に応じた年金見込額を通知
50歳 ～ 54歳			誕生月に加入期間、保険料納付額、 加入実績に応じた年金見込額を通知
55歳 ～ 60歳	【58歳通知】 58歳到達時点の年金加入期間、 加入履歴、(求めに応じて、将来の 年金見込額)を通知	【55歳以上の方に おいて先行実施】 誕生月に年金加入期間、保険料納付額、 加入実績に応じた年金見込額、将来の年金見込額を通知	※55歳以上の方に おいて先行実施

平成21年4月以降の「ねんきん定期便」について

1 「ねんきん定期便」で従来から記載を予定している事項

(1) 全年齢共通の事項

- ① 加入実績に応じた年金見込額
- ② 加入期間
- ③ 保険料納付額の目安

(2) 年齢に応じた事項

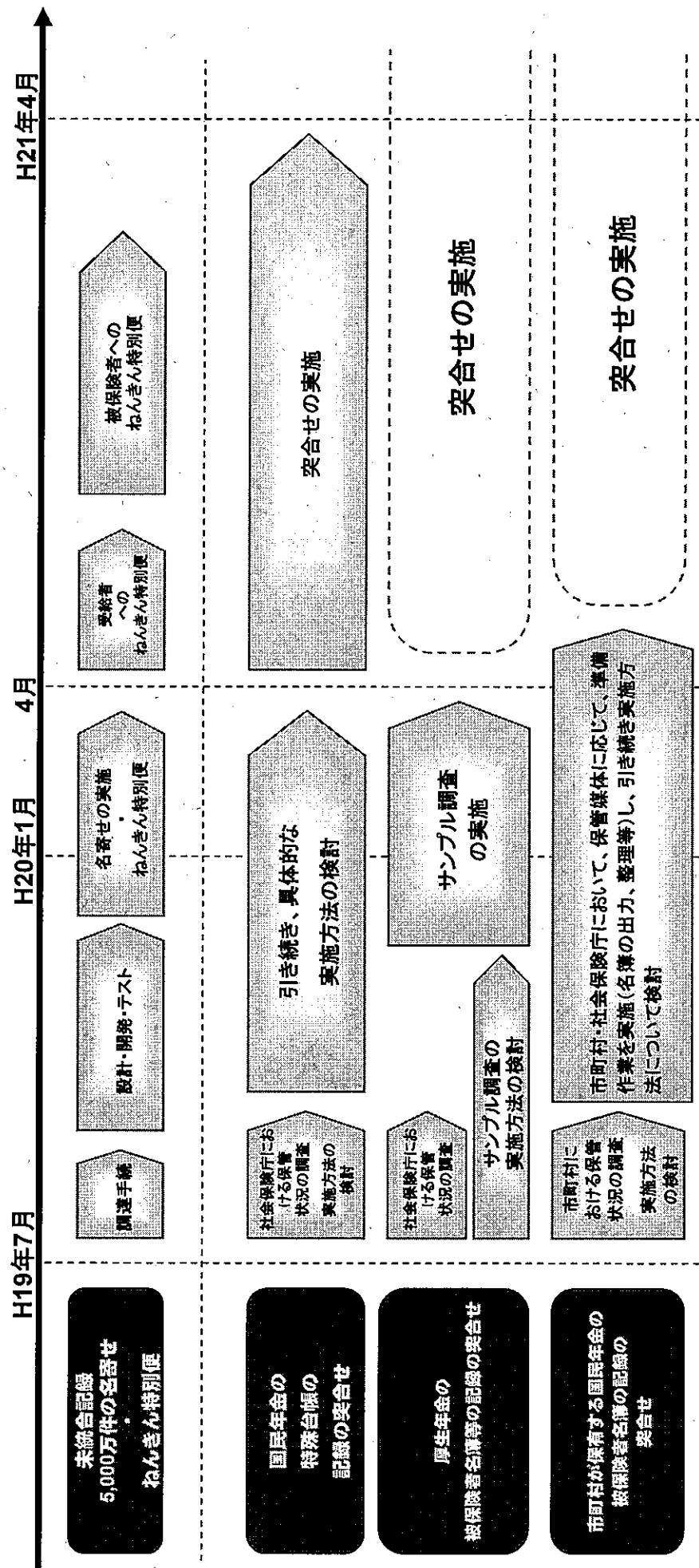
- ① 35歳、45歳及び58歳の被保険者の方には加入履歴
- ② 50歳以上の方には将来の年金見込額
- ③ 50歳未満の方には年金額の早見表

2 平成21年4月以降の「ねんきん定期便」の新たな取扱事項

	H20.11 H21.4 一定期間	一定期間経過後
被保険者(約7千万人)	<p>ねんきん定期便(一定期間)</p> <p>※ 従来から記載を予定している事項に加えて、</p> <p><u>すべての被保険者に加入履歴を確認いただくため</u></p> <p><u>加入履歴に加えて</u></p> <p>① 厚生年金のすべての期間の標準報酬月額</p> <p>② 国民年金のすべての期間の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)</p>	<p>ねんきん定期便(一定期間経過後)</p> <p>※ 従来から記載を予定している事項に加えて、</p> <p><u>1. 35歳、45歳、58歳の節目の年齢</u></p> <p><u>加入履歴に加えて</u></p> <p>① 厚生年金のすべての期間の標準報酬月額</p> <p>② 国民年金のすべての期間の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)</p> <p><u>2. すべての被保険者(1.を除く)</u></p> <p>○ 直近1年分の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金の標準報酬月額 ・国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)

(注) 厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

コンピュータの記録と台帳等との計画的な実合せについて



平成19年8月23日

社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況の調査結果について

1 調査の概要

年金記録の確認においては、マイクロフィルム化した被保険者台帳等を必要に応じて確認しているが、今後の年金記録の相談業務に当たつての参考とするため、平成19年5月時点における、社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況及び紙台帳の保管状況について、309事務所に対し調査を行った。

〔調査内容〕

・ 社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳について、どのような台帳が何件保管されているか。
 紙の被保険者台帳の有無、ある場合には何件保管されているか。

※ 件数とは、被保険者台帳等で管理している記録の件数のことであり、国民年金(台帳)及び厚生年金保険(原票)については枚数(1枚当たり1記録収録)、厚生年金保険(名簿)については、被保険者記録の延べ件数のことである。

2 マイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況
 マイクロフィルムの件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、索引簿を集計し、件数調査を行つた。

○マイクロフィルム化した国民年金の被保険者台帳の件数

① 特殊台帳	約 2,460 万件
② 普通の台帳	約 105 万件
③ 特殊台帳と普通の台帳が混在	約 573 万件

- マイクロフィルム化した厚生年金保険の被保険者合帳の件数 約 1億1,404万件
 ①被保険者原票 約 2億7,481万件
 ②被保険者名簿
- マイクロフィルム化した船員保険の被保険者名簿の件数 約 855万件
- 3 被保険者合帳等(紙台帳)の保管状況
 紙台帳の件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、その保管状況(バインダーや箱での管理等)が異なることから、個々の保管状況に応じて、1冊(箱)当たりの平均件数から全体件数を概算で算出するなどして、件数調査を行った。
- 紙台帳の国民年金の被保険者合帳の件数 約 40万件
 ①特殊台帳 約 113万件
 ②普通の台帳 約 13万件
 ③特殊台帳と普通の台帳が混在
- 紙台帳の厚生年金保険の被保険者合帳の件数 約 85万件
 ①被保険者原票 約 2億5,297万件
 ②被保険者名簿
- 紙台帳の船員保険の被保険者名簿の件数 約 576万件

注 1) 国民年金の被保険者台帳について

① 特殊台帳

- ・国民年金の被保険者台帳のうち、特例として過去に遡って保険料の納付を行った特例納付の記録、1年分の保険料を事前に納付する前納の記録、年度内的一部の期間のみ未納や免除などしている記録など特殊な納付記録があるもの。
- ・昭和59年のオンライン化に伴い、マイクロフィルム化して社会保険事務所で保存管理し、紙台帳を廃棄。

② 普通の台帳

- ・全ての被保険者期間を通じて保険料納付が通常の納付方法により行われている記録又は、保険料の免除がある場合には年度当初から年度末まで年度を通して行われている記録であり、かつ、年度ごとに全ての期間が納付であるか免除であるものなど、上記①に掲げた特殊な納付記録がないもの。
- ・昭和59年のオンライン化に伴い、既に磁気テープ化した情報を紙に打ち出リスト化し、これを元の紙台帳と再度照合して誤りのないことを確認し、最終的にオンラインデータとして確定した上で、紙台帳を廃棄。

注 2) 厚生年金保険の被保険者台帳について

① 被保険者名簿

- ・事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、事業所毎に被保険者の記録（氏名、生年月日、住所、資格の取得・喪失、被保険者であった期間における標準報酬の変遷など）を整理した名簿。被保険者の記録は、昭和35年7月まで、この被保険者名簿により管理。

② 被保険者原票

- ・昭和35年8月から、事業主からの届書とともに、社会保険事務所において、個人毎に被保険者の記録を整理した原票。なお、東京、大阪、京都、福岡の社会保険事務所においては、昭和35年8月以降も引き続き、名簿方式により被保険者の記録を管理。
※ 被保険者名簿及び被保険者原票は、検索を容易にし業務処理の効率化を図ること、紙の破損又は磨耗による記録の消失を防止すること、業務を行う場所を確保することなどを目的に、昭和51年から平成4年にかけてマイクロフィルム化を実施し、紙台帳を廃棄。

- 注 3) 今回の調査は社会保険事務所で保管している被保険者台帳等を対象としたものであるため、上記の件数は社会保険業務センター等で保管している厚生年金保険旧台帳（約1,430万件）、船員保険旧台帳（約36万件）及びその他の台帳の件数は含んでいない。

市町村における国民年金被保険者名簿の保管状況の調査結果について

市町村が保管する国民年金被保険者名簿について、国への移管等に係る作業の前提として、全体の保管件数を把握するため調査を行った(注1及び2)。

なお、これは、平成19年8月23日時点における、全市町村からの回答に基づき取りまとめたものである。

○国民年金被保険者名簿の保管件数(延べ件数)

うち	約 135, 262, 800件
紙による保管件数	約 39, 837, 000件
マイクロフィルムによる保管件数	約 45, 547, 100件
磁気媒体による保管件数	約 49, 878, 700件

(注1)名簿の性格と今般の調査

国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という)は、国の管理下にあるコンピュータの記録やかつての「国民年金被保険者台帳」のような年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、平成14年3月まで、市町村が国民年金保険料の収納事務を行つたために使用していた、いわば「控えの帳簿」であった。

平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことから、市町村がこれを保管する法令上の義務はなくなつており、現在保管されている名簿は、市町村の判断で念のため保管していたものであり、今般、その保管件数について調査を行つたものである。

(注2) 保管されている名簿の状況

名簿は、平成14年3月まで、市町村においていわば「控えの帳簿」として使用されていたものであり、①他の市町村に転出して、転出元の市町村の被保険者でなくなった場合や、②死亡したり、厚生年金の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者でなくなった場合には、それ以降5年間だけ保管することとされていた。

一方で、転居に伴って、1人の方に係る名簿が保管されている場合や、現在は国民年金の被保険者でない方であって、かつては国民年金の被保険者であった方に係る名簿が保管されている場合もある。また、市町村によっては、1人の方について、紙と磁気媒体など複数の種類の名簿を重複して保管している場合もある。

今般の調査は、名簿の国への移管のために全体の保管件数を把握するものであることから、これらの保管件数を全て計上している。なお、上記の他、市町村から社会保険事務所へ移管されている名簿が940,100件ある。

(参考)

「国民年金被保険者名簿等の旧市町村(平成14年3月末時点の合併前の旧市町村(3,246市町村))別の保管状況については、「市町村における国民年金被保険者名簿等の保管状況」(平成19年7月4日社会保険庁)として公表していたところであるが、その後、市町村からの報告に変更があり、これを8月23日時点において取りまとめたところ、次のとおりであった。

- 保管している旧市町村 3,097(7月4日時点3,046)
- 保管していない旧市町村 149(7月4日時点 200)

社会保険オンラインシステムの見直しについて

目的

- 【現状】
 - 社会保険オンラインシステムは経費が割高
 - データ通信サービス契約の内容が不透明



見直し後

- オープン化（専用機器から汎用機器への移行等）と簡素化によるシステム運用経費の削減
- 費用の透明性の確保

効果

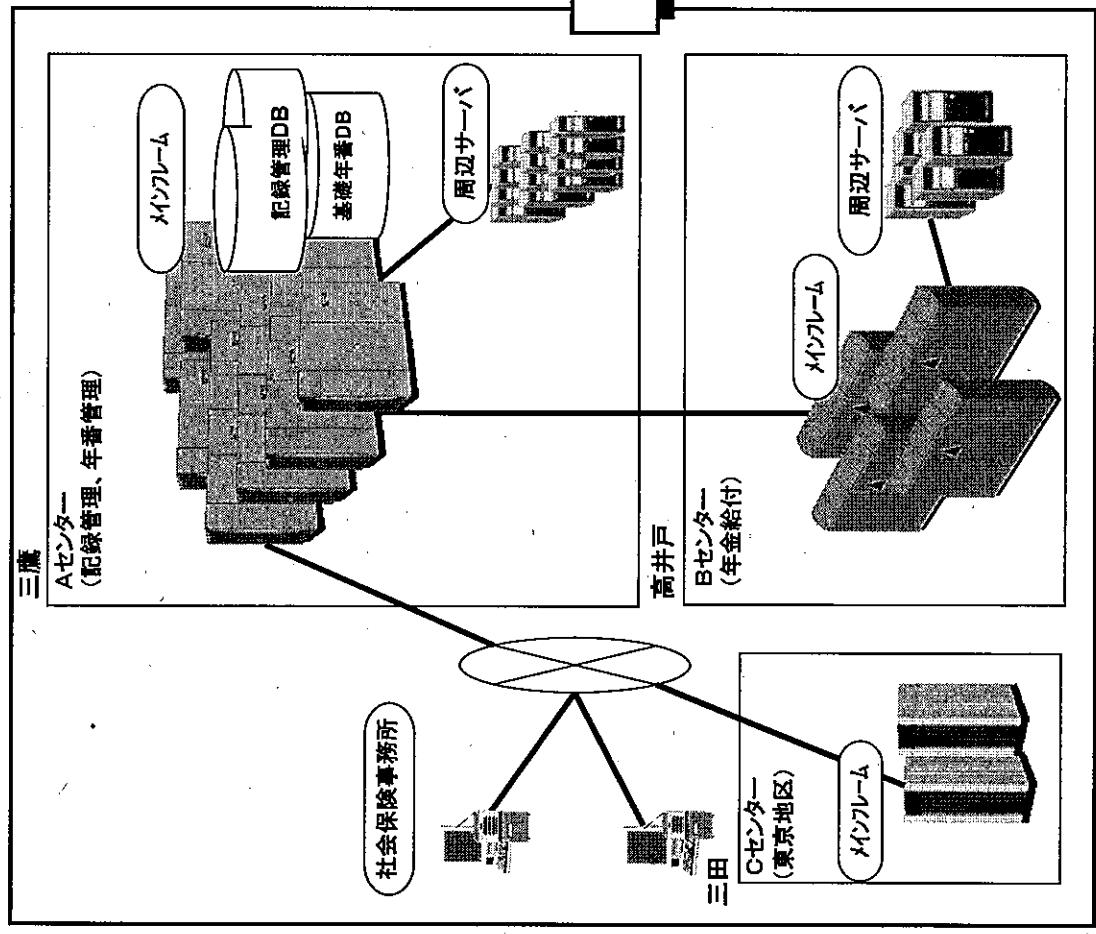
- 制度毎に管理しているデータを被保険者個人毎に変更することで、システム改修の簡素化を図る
- 新システムへの切り替え後は年間運用コストを35%程度削減（約850億円→約550億円）
- 初期コストを約4年で回収

経費

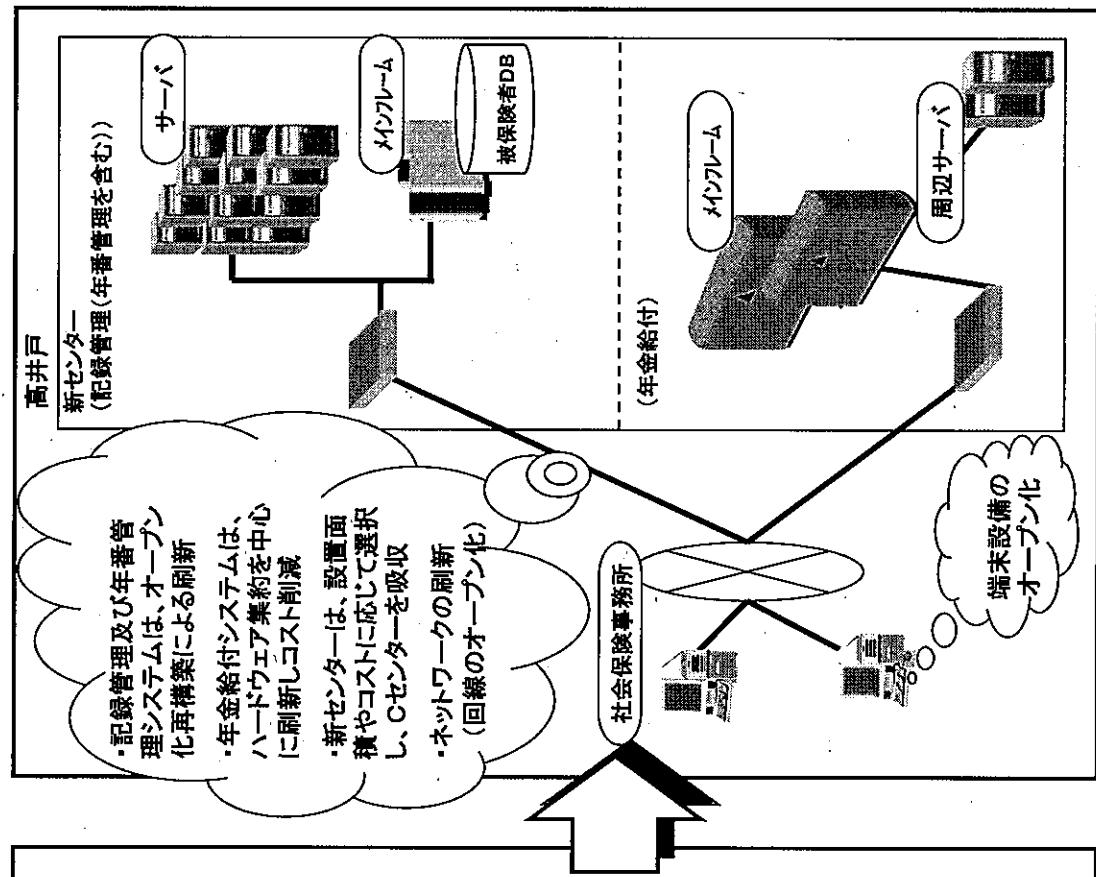
- 過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済
- 新規オープンシステムの構築
- ※ システム構築経費については、当初計画（約1,300億円）から約150億円削減

○ システム刷新案のシステム構成イメージ

【現行】



【刷新案】



社会保険オンラインシステムの見直しスケジュール

- 2004年度(平成16年1月～17年3月) レガシーシステム刷新可能性調査の実施
- 2005年度(平成17年6月) 見直し方針の策定
- 2005年度(平成18年3月) 最適化計画の策定
- 2006年度(平成18年度～22年度) 最適化の実施

